



独立業務実施者の限定的保証報告書

2025年12月23日

三井住友ファイナンス&リース株式会社

取締役社長 今枝 哲郎 殿

KPMGあづさサステナビリティ株式会社

東京事務所

業務責任者

岡田英樹

結論

当社は、三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下「会社」という。）のウェブサイトに含まれる2024年4月1日から2025年3月31日までの期間の★マークの付されている資源有効化率（以下「主題情報」という。）が、ウェブサイトに記載されている会社が定めた主題情報の作成規準（以下「会社の定める規準」という。）に準拠して作成されているかどうかについて限定的保証業務を実施した。

実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が会社の定める規準に準拠して作成されていなかつたと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

結論の根拠

当社は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表した国際保証業務基準（ISAE）3000（改訂）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して業務を実施した。同基準における当社の責任は、本報告書の「業務実施者の責任」に記載されている。

当社は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表した「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」に定められる独立性及びその他職業倫理に関する規定に準拠している。

当社は、IAASBが公表した国際品質マネジメント基準（ISQM）第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」を適用している。同基準は、職業倫理に関する規定、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用することを事務所に対して要求している。

当社は、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

当社の主題情報に対する結論の対象には、主題情報及びその保証報告書以外の情報（以下「他の記載内容」という。）は含まれない。当社は他の記載内容を通読したが、追加的な手続は実施していない。また、当社は他の記載内容に対して結論を表明するものではない。

主題情報に責任を負う者の責任

会社の経営者は、以下に対する責任を有する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない主題情報の作成に関する内部統制を整備及び運用すること
- 主題情報の作成に適合する規準を選択又は策定し、使用した規準を適切に参照又は説明すること
- 会社の定める規準に準拠して主題情報を作成すること

業務実施者の責任

業務実施者は、以下に対する責任を有する。

- ・主題情報に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために業務を計画し実施すること
- ・実施した手続及び入手した証拠に基づき、独立の立場から結論を形成すること
- ・経営者に対して結論を報告すること

当社は、業務の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持した。当社は、主題情報に関して結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手するための手続を立案し、実施した。選択した手続は、主題情報及びその他業務環境に関する当社の理解と、重要な虚偽表示が生じやすい領域の検討に基づいている。業務を実施するに当たり、当社は主に以下の手続を行った。

- ・主題情報の作成に適用される規準の妥当性の評価
- ・会社の担当者に対する、主題情報の作成に関連する主要なプロセス、システム、及び内部統制についての質問
- ・分析的手続（傾向分析を含む）の実施
- ・重要な虚偽表示リスクの識別・評価
- ・主題情報に含まれる数値情報についてサンプルベースによる再計算の実施
- ・抽出したサンプルに関する入手した証憑との突合
- ・主題情報が会社が定める規準に従って表示されているかどうかの評価

限定的保証業務で実施される手続の種類と時期には幅があり、合理的保証業務に比べて手続の範囲が限定されている。したがって、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されれば得られたであろう保証水準よりも低い。

以上

KPI：資源有効化率（本保証対象）

2025年3月期資源有効化率：92.0%★

※★で示す数値は、KPMG あずさサステナビリティ株式会社による第三者保証を取得

算定期間：2024年4月～2025年3月

集計範囲：三井住友ファイナンス＆リース株式会社単体の国内拠点を対象

算定方法：

$$\text{資源有効化率}^{※1} = \text{再リース化率}^{※2} + (\text{終了比率}^{※3} \times \text{売却比率}^{※4}) + (\text{終了比率} \times \text{当社廃棄率}^{※5} \times \text{リサイクル比率}^{※6})$$

※1 算定対象は、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす物件のうち、残存価額がないものに限定しており、データ集計上の制約から僅少に留まる当社の営業系基幹システム登録外取引等は対象範囲から除いている。

- (1)当社の所有権移転外ファイナンスリース契約の対象物件
- (2)航空機または不動産に該当しない物件
- (3)当社の営業系基幹システムに登録された物件

※2 再リース化率とは、リース期間満了物件のうち、再リース契約の締結に成功した物件の比率（当社取得価格ベース）をいう。

※3 終了比率とは、リース期間満了物件のうち、再リースされずリース契約が終了した物件の比率（当社取得価格ベース）をいう。

※4 売却比率とは、再リースされずリース契約が終了した物件のうち、当社が売却に成功した物件の比率（当社取得価格ベース）をいう。

※5 当社廃棄率とは、再リースされずリース契約が終了した物件のうち、当社が排出事業者として廃棄する物件の比率（当社取得価格ベース）をいう。

※6 リサイクル比率とは、当社が排出事業者として廃棄する物件について廃棄を依頼している業者のリサイクル比率（物件重量ベース）をいう。具体的には、業者の事業所毎の「リサイクル量 ÷ 受入量」を加重平均して算定した比率である。そのため、当社が排出事業者として廃棄する物件以外の物件を含めた業者のリサイクル比率になっている。